

GYOSEISYOSHI HOKKAIDO 行政書士北海道



北泉開発株式会社 曾我部喜市社長

2006年11月 No.280

ホームページアドレス = <http://www.do-gyosei.or.jp>
メールアドレス = gyosei@mrd.biglobe.ne.jp

PICK UP

今月のピックアップ
リレーインタビュー
業務資料



今月のピックアップ

Pick up This month

エゾシカが農作物や森林などに与える被害額は、ピーク時の平成8年には50億円にも上りました。その後は減少傾向にあるとはいえ、昨年も29億円近い額が報告されており、依然として深刻な問題となっています。(被害額は林野庁の資料参考)

特に、道東の阿寒湖畔周辺はエゾシカの越冬地となっているため、他の地域よりも被害が集中しており、その対策に頭を抱える状況が続いていました。

そんな中、数年前から道東地域で、エゾシカを資源としてとらえ有効活用していこうという事業が始まっています。

今回は、釧路市阿寒町で養鹿事業(エゾシカ牧場)に取り組まれている、北泉開発株式会社の曾我部喜市社長にお話をうかがってきました。

編集委員：養鹿事業に取り組まれることとなったきっかけは何ですか？

曾我部社長：ちょうど今から3年くらい前に、私の息



子が商工青年部の部長としてエゾシカを有効活用しようという取り組みを始めたんです。そして、エゾシカ肉で何を作ったらいいか、札幌市内のホテルの料理長さんにレシピを考えてもらい、その結果「エゾシカバーガー」というハンバーガーができました。エゾシカ肉をミンチにして使い、地元の商店が作ったパンではさんだものです。それが「おいしい」と予想以上に好評だったので、本格的にエゾシカ肉を有効活用していこうという動きになりました。

編集委員：最初から関心を持っていたらよかったんですか。

曾我部社長：その当時は、私の本業の建設業がまだ活気のある動きを見せていましたので、さほど気にしてはいませんでした。しかし、今日は建設業をどんどん縮小せざるを得ない状況となり、何か我々も別の道を考えないといけなくなりました。ちょうど北海道庁のほうでも、建設業の新分野進出に対して奨励策が出ていたときでしたし、息子がやっていることも身近で見えていましたので、この事業に取り組むことを決めました。

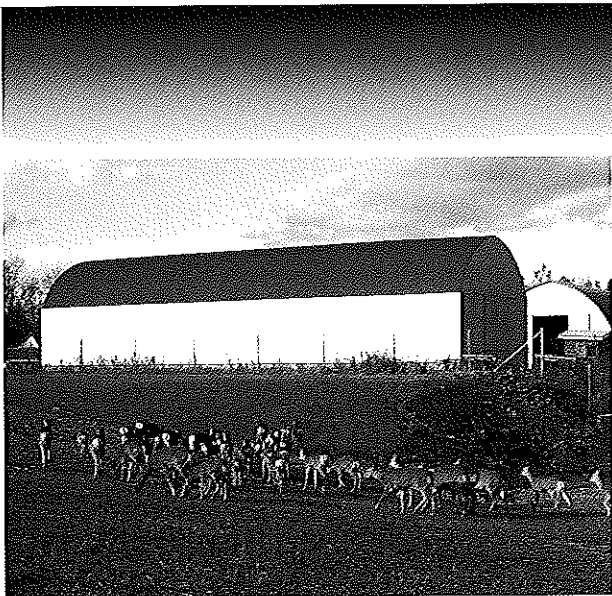
編集委員：冬場の雇用対策にもなりますね。



エゾシカバーガー

INDEX

今月のピックアップ	2～ 5	平成18年度新入会員研修会が開催されました	36
リレーインタビュー～行政書士の輪・7～	6～ 8	電話による無料相談会の報告	37
一般乗用旅客自動車運送事業(患者等輸送限定)について	9～18	四士業無料相談会の報告	37
続・契約法入門ー基本原則からみる民法(契約法)	19～28	本会組織検討特別委員会より答申が出されました	37
弁護士Mの法律エッセー	29～32	新年賀詞交歓会の開催について	38
平成19・20年度北海道建設工事等競争入札		旭川支部市民講座・無料相談会の報告	38
参加資格審査申請説明会開催のお知らせ	33	会議開催状況(9～10月)	39
小樽・札幌合同対話集会の報告	34	新入会員	40
小樽・旭川合同研修会の報告	34	ご逝去	41
苫小牧・室蘭・日高三支部合同研修会の報告	35	編集後記	41
道東四支部合同研修会の報告	35	政治連盟だより	42～43



エゾシカ牧場

曾我部社長：そうです。実際に有効活用するとすれば、エゾシカを生かしたまま連れてきて、どこかで一時飼育しておいて、年間通して安定供給できるようにするのがいいんじゃないかということになり、昨年、養鹿事業へと行動に移したというわけです。

編集委員：加工センターなども建設されているようですが。

曾我部社長：昨年6月に地元建設協会の出資企業が、エゾシカとダチョウの屠畜解体処理場を建設しました。続いて当社が7月に、エゾシカの解体処理と、加工のための食肉加工センターをオープンしたことで、一時養鹿から屠殺、解体処理、食肉加工、販売といった一貫した流通体制を整えることができました。安全で衛生的なエゾシカ肉を安定供給でき、地域の雇用創出にもつながっています。

編集委員：主にこういった地域にエゾシカ肉を出荷されていますか？

曾我部社長：現在はほとんど道内です。札幌を中心に、道央・道東に出荷しています。しかし、地元の人にはエゾシカの肉はもらって食べるものだという意識が強く、スーパーなどでもなかなか関心を持ってもらえない状況です。それを何とかこれから、地元の人にも買ってもらえるよう足固めしていかなければと考えています。

編集委員：きちんと加工されたものでは品質に大きな差があるということですね。

曾我部社長：しっかりと熟成させたエゾシカ肉は軟らかくておいしいのです。確かにハンターもエゾシカの処理はプロですが、きちんと血抜きをするという作業は大変なことです。しかし、それが完璧でないとエゾシカ肉の本来の味わいは出ません。食肉加工センターでは、畜肉とほとんど同じ方法で熟成させています。

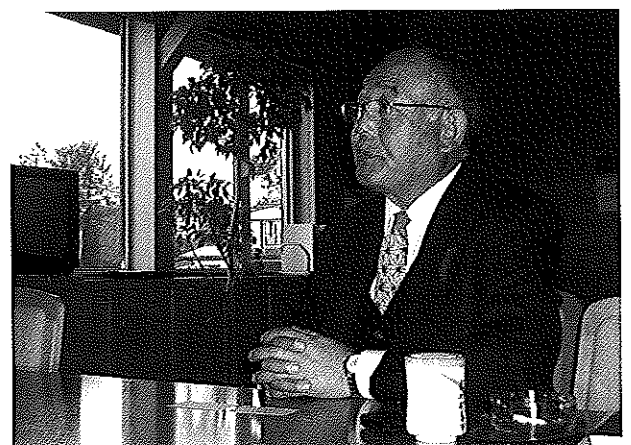
編集委員：エゾシカ肉のカロリーや栄養素はどのような内容ですか？

曾我部社長：地元の短大の管理栄養士の先生たちが栄養成分を分析して発表されています。高たんぱく低カロリーという点ではちょうど鶏のささ身くらいで、鉄分などのミネラルも豊富に含まれているようです。健康にもとてもいい肉と言えると思います。

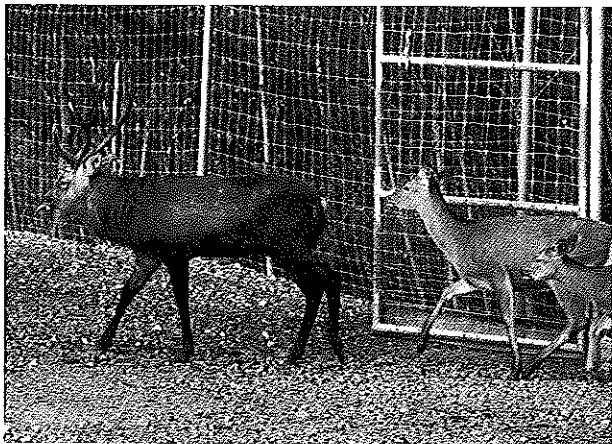
編集委員：北海道から発信されたジンギスカンが、東京のほうでブームになっていますが、それに続くような形で全国的になっていけばいいですね。

曾我部社長：北海道の名物はエゾシカだというように、経済動物になってくれればと思っています。一度エゾシカ肉を食べた人が、リピーターになってもらえるように、製品の質の向上にも力を入れていくつもりです。そのために前向きに設備投資し、衛生マニュアルを整えて、安心しておいしく食べてもらえるものを作ることを心がけていきたいと思っています。

編集委員：衛生面のマニュアルなどは独自に作られているのですか。



対談中の曾我部社長



牧場のエゾシカ

曾我部社長：これまでずっと、屠殺の際には必ず釧路保健福祉事務所畜肉検査課の検査員に来ていただいて、講習や実施訓練を受けながら、目視等のチェックによるマニュアル作成に取り組んできました。そういった積み重ねの結果、10月末には北海道庁が中心となった一つの衛生マニュアルが確立することになっています。

編集委員：食の安全ということでは、BSE問題などもあり、消費者も敏感になっています。

曾我部社長：エゾシカの場合は、自然のままに近い状態で肥育するので安全でヘルシーです。エゾシカの健康状態はお尻を見ればわかります。真っ白だと健康だが、具合が悪いと下痢をしたりして汚れます。私たちは、そういうエゾシカは寿命と思って早目に処分して、牧場内の衛生管理に努め、安全なエゾシカ肉の提供に努力しております。

編集委員：そういった基準がはっきりあると安心ですね。

曾我部社長：誰でも、自分が食べる物となればきちんと処理します。他人だって同じだという気持ちで加工するのが本来のあり方です。利益の追求ばかりを考えると、お客さまにしわ寄せがいきますが、それではない。これは我々経営者のポリシーです。

編集委員：企業の責任が問われるような事件や事故が報じられますが、どう感じられますか？

曾我部社長：人身事故など起こすような企業もありますが、是々非々で、いい事はいいと主張しなければいけないし、自分のミスは正々堂々と潔く謝罪して早期に問題を解決するように努力するべきと考えます。私は、知らぬ存ぜぬというようなことは一切性に合わないし、後になるほど事態も悪化するものです。

編集委員：今後の事業展開の方針としてはいかがお考えですか？

曾我部社長：今後の展開としましては、小規模ではありますがレトルト及び缶詰商品の製造部門を今年度中に立ち上げる準備をしています。

また、関西のほうのペットフード関係の会社から、エゾシカ肉をペットフードの原料に活用したいという話がきています。自然な状態のままの肉ですので、ペットにとっても安心ということです。特に最近の傾向としましては、ペットも家族の一員であって、人間と同様に衛生的で安全な食品が要求されております。従って、当加工センターでは人間もペットも一律に、安全で安心してご利用いただける商品の製造に努力をいたしております。

編集委員：今はペットブームですし、ペットもヘルシー志向の時代ですね。

曾我部社長：人間が食べる肉は少々脂身がいりますが、ペット用は脂身はいりません。赤身だけでいいんです。それに、ペットは骨も喜ぶようです。隅々まで商品化できれば、エゾシカの有効活用という点でとても意義



阿寒もみじ



加工センター：ブロック肉の成形と真空パック

のあることです。今後、ペットフード商品についてもレトルト製品を考案していく予定であります。

編集委員：アイデアでどんどん可能性が広がりますね。

曾我部社長：現在、エゾシカの皮の活用もいろいろ検討しているところです。地元の洋品店などではエゾシカの皮を使って、靴やバック・手袋・アクセサリーなど多彩な商品展開を考えております。また、その他にもかばんや洋服などの試作を進めているところです。エゾシカの皮を地元の人たちの手で商品化して阿寒からブランドとして発信し、地域の活性化につなげていければと思っています。

編集委員：マスコミなどでもいろいろ取り上げられているようですが。

曾我部社長：このたび新聞で、エゾシカの皮で作った靴が報道されました。私も履いておりますが、軽くて履き心地は抜群です。今後はこのような商品の普及にも力を入れ、エゾシカが幅広く活用できることをPRしていきたいと思っています。

編集委員：厄介者であったエゾシカがまさに経済資源となりますね。

曾我部社長：エゾシカはどんどん増えますので、エゾシカを有効活用するということは自然保護にもつながっているのです。

建設業が新分野に進出するといってもそう簡単なことではありませんが、私たちは、幸いこの地でエゾシカを資源とした新事業を始めることができました。今後も、地元経済のため、そしてお客さまのために、意欲的に誠実にこの事業に取り組んでいきたいと思っています。

曾我部社長には、大変お忙しい中、ビデオ上映や資料等のご提供、牧場の見学など丁重に取材にご協力いただきました。心よりお礼申し上げます。

今回の道東取材中、道路を走行していてエゾシカに数回遭遇しました。そのうち1回は車とぶつかって死んだエゾシカでした。札幌ではほとんど目にすることのない光景でしたが、はからずも自然保護やエゾシカとの共存という問題を身近に感じることとなりました。今後も、道民として消費者として、関心を持って見守っていきたいと思います。



エゾシカの革製品の説明をする曾我部社長



エゾシカの革製品

ワレインスタビュー

行政書士の輪

8

《札幌支部：山本 紀義会員》



編 今回は本会の新入会員研修や支部の各種研修で講師としておなじみの山本紀義会員にお話をお聞きしました。

* * *

Q 開業の時期ときっかけを教えてください。

A 行政書士としての開業は昭和42年の秋だったと思います。もう39年になるんですね。先に、同じ年の春ですが税理士として開業していました。高校を卒業後は札幌市役所に勤めていたのですが、思うところがありまして「税理士になろう」と決意し、資格を取って開業しました。それが26歳の時です。行政書士も兼業しようと思ったのは、市職員だったころに市役所の窓口に来ていた行政書士の方を見ていたことや、何でも幅広くできればという気持ちからです。そして、昔は行政書士が労務関係の業務も行っていましたので、その後社会保険労務士の登録もして現在でも兼業しています。

Q 開業当時の顧客開拓はどのように行われましたか。

A じつは営業と呼べることは何もしていません。私は営業が苦手なので、社交的にゴルフをしたり、どこかの団体に入ってみんなと仲良くして仕事をもらったりというようなことは一切ありませんでした。積極的に営業ができないんですね。せいぜい開業案内を出したくらいでしょうか。市役所時代の人脈はまったくと言っていいほど使っていません。ただ、これは今でもあると思うのですが、税務署から新しく青色申告事業者となった個人や会社の記帳指導をお願いされて、そこから少しずつ仕事が広がっていきました。指導先がたまたま建設業だったりしますと、建設業の会計業務の他に、行政書士として許認可の手続き、そして社労士としては従業員等の人事労務...と1社でのお付き合いが深くなっていきます。

Q 各種研修の講師もなさっておられますが。

A 講師のほうももう30年位になるでしょうか。当時の北海道簿記専修学校(現・札幌商工会議所付属専門学校)で講師の仕事をしていて、つい最近までお世話になっておりました。税務会計分野の他に、行政書士に関係するものでは建設業の研修などをやらせていただきました。また、札幌市が行っている母子家庭を対象とした就業支援講習も担当させていただいております。こちらは社会保

険や労働保険について1回2時間半で10回行われます。講師をするようになったきっかけは、北海道簿記専修学校に求人に行った時にいい人を紹介してもらい、そこで「社会保険」の講師を依頼されたのが最初ですね。まもなくそれと並行して、教育委員会が開いている成人学校の「簿記講座」を長期間担当しました。他には北星学園大学経済学部
の講師などもさせていただきました。

Q 研修の講師には、自分が理解するだけでなく人が理解できるよう情報をまとめることが必要かと思います。そのようにご多忙な中で、情報の収集や整理はどのように行っておられますか。

A そうですね、役所に行った時に必ずパンフレットをもらってくるということでしょうか。それらのパンフレットで法改正などの情報の概略をかなり知ることができます。でもなかなか時間もありませんので、集めてきたパンフレットの全部を読む訳ではありません。そこでどうやって整理しているかと言いますと、パンフレットを、会報が送られてくる封筒などの空き袋に入れて、もらってきた日付を書くようにして保存しています。そうすると、それがいつの改正について書かれた資料

なのかがすぐに分かります。これは皆さんにお勧めしたい方法ですね。

また、これは皆さんがされていることだと思いますが、新聞を時間をかけてじっくり読んでいます。私が読んでいるのは北海道新聞なのですが1時間半位かけて読みますね。

そしてとても大事な情報源になっているのが会報です。たとえば年に一度、新年号には会長の挨拶などが載りますが、そうした記事から行政書士会全体の動き、隣接業界との関わりや変化、その中で個々の行政書士がどのように対応していかなければならないかといった点を知ることができます。これを活用しないのはもったいないと思いますね。

Q 業務を行ううえで心がけていらっしゃることはありますか。

A これは私の好きな言葉なのですが、「誠実な努力」ということを心がけています。仕事の大小にかかわらず自分の力を注いで、きちんとしたものを作っていく。これは常に意識しています。そして「業務の品質管理」という点です。やった仕事が通用する仕事じゃないと困りますから、これは事務所のみんなで気をつけていますね。この「業務の品質管理」というのは、イコール勉強だと思います。常に勉強し続ける、これは改正が多い最近では実際はかなり大変です。ですが、勉強していないと通用する良いものはできない、そう考えて努力しています。

Q 税理士になられた後で大学を卒業されたと聞きました。



A そうですね、これも「プロ中のプロになりたい」という気持ちからなのですが、税理士・行政書士になって20年以上経った49歳の時に北海学園大学の経済学部経営学科に入学して53歳で卒業しました。2部でしたから日中は仕事をして夜は大学で勉強しましたし、大学を卒業後もどうしても「経営分析」や「会計学」等を学問として勉強したいと思い、小樽商科大学大学院で勉強しました。経営分析については今も「日本経営分析学会」に所属して定期的に勉強させていただいております。

Q これからのライフワークとしていきたい業務があるそうですが。

A はい、それはNPO法人の会計業務です。NPOという営利を目的としない法人はあまりお金がないんですね。実際に会計に携わっていてわかりますが、従業員には給料を払っていても役員自身の収入なしで運営経費の捻出も大変というところが結構あります。ですからお金のためというより社会貢献という気持ちでこれからも協力していきたいと思っています。これはぜひ続けていきたいですね。

Q 道会所属の行政書士は約1,500人ほどで、その25%はここ5年以内の登録です。これらの比較的新しい会員にアドバイスをいただけますか。

A まず研修はできるだけ受けたほうがよいと思います。先ほども「幅広く知識を」と言いましたが、そうやって知識を蓄えていった中で「これを自分の専門分野にしたい」というのがあったら、それを徹底的に勉強するわけです。そのために、まずい

ろいろな研修に参加することが大切だと思いますね。

またこれも研修の一つになると思いますが、他士業との交流を持てる研修があれば、積極的に参加されるようお勧めします。そこから業務提携にも繋がりますし、顧客サービスにもなります。私は行政書士・税理士・社労士とやっていますが、何でもかんでも一人でできるわけではありません。そんな時に行政書士の他の先生やあるいは社労士の他の先生にお願いすることもよくあります。

そして最後に、先輩と仲良くするということでしょうか。行政書士は特に業務を教え合うというよい風土がありますから、そういう人間関係を大切にされたら良いと思いますよ。

* * *

編 40年もの長い期間、元気に活躍されていらっしゃる山本先生は誠実で温かなお人柄とともにとっても勉強熱心な方で、わたしたち会報編集委員にも大きな励みを与えてくださいました。ご多忙中、快く取材に応じいただきありがとうございます。



一般乗用旅客自動車運送事業(患者等輸送限定) について

一般乗用旅客自動車運送事業(患者等輸送限定)とは、障害者や高齢者等について、車椅子のまま乗り込めるタイプの、いわゆる「介護タクシー」「福祉タクシー」と呼ばれるタクシーの形態です。

今回の申請書式例は、事業主・運転手・運行管理者といった全てを一人で兼任するケースを想定しております。なお、事務所・営業所は自宅と同一の場所に設け、車庫も同敷地内に設けるケースです。

<記載上の注意点>

1 ページ

- ・氏名又は名称として、個人が設定した屋号等を記載します。
- ・予定する営業区域は、複数の運輸支局管轄に渡っても構いません。事業計画により、北海道全域を営業区域とした申請も可能です。

2 ページ

- ・この申請では、軽自動車の後部から車椅子ごと乗り込める車両です。
- ・車庫の位置については、住居表示ではなく、地番を記載します。
- ・休憩仮眠施設は、位置する建物の住居表示を記載します。

3 ページ

- ・車庫の図面には区画方法（白線やカラーコーンで区画等）を記載し、併せて整地状況（アスファルト面等）も記載します。
- ・施設の使用権原を証する書面として、自己所有の場合には不動産登記簿謄本を添付します。
- ・事業用自動車の使用権原を証する書面について、新車の場合、売買仮契約書およびカタログ（諸元表）を付けます。また、添付書類一覧には挙がっていませんが、任意保険加入に関する書類も添付します。
- ・資産目録は、不動産・預貯金等の項目ごとに、評価額・残高を記載します。
- ・履歴書については、市販の一般的書式で構いません。

4 ページ

- ・施設が自己所有でない場合の、使用承諾書の書式例です。

5 ページ

- ・休憩時間とは、勤務時間中の一時休憩ではなく、前回の勤務と次回の勤務の間隔を意味します。
- ・損害賠償能力として、対人8000万円、対物200万円以上の補償額が必要です。補償額無制限の場合には、「無制限」と記載します。

6 ページ

- ・タクシーメーター代は、車両費ではなく機械器具及び什器備品費に入れます。
- ・自己所有不動産を用いるため、土地・建物費は0となっています。
- ・運送費内の人件費は、事業主取り分です。

7 ページ

- ・金融機関名は、支店名まで記載します。

平成 18 年 11 月 25 日

北海道運輸局長 殿

住 所 札幌市中央区北 1 条西 1 丁目 1 番 1 号
氏名又は名称 介護タクシー ぎょうせい
代 表 者 名 代表 田 中 太 郎
連 絡 先 0 1 1 - 1 2 3 - 4 5 6 7

一般乗用旅客自動車運送事業(患者等輸送限定)経営許可申請書

この度、下記により一般乗用旅客自動車運送事業(患者等輸送限定)を經營したいので許可願いたく、道路運送法第 5 条の規定により関係書類を添えて申請致します。

記

1. 氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

札幌市中央区北 1 条西 1 丁目 1 番 1 号
介護タクシー ぎょうせい 代表 田 中 太 郎

2. 經營しようとする一般旅客自動車運送事業の種別

一般乗用旅客自動車運送事業(患者等輸送限定)

3. 予定する營業区域

札幌交通圏、小樽市、千歳市、恵庭市

4. 事業計画

別紙のとおり

5. 当該事業が運輸上必要である理由

省略

6. 標準運送約款を適用する

(業務資料 1 ページ)

事業計画書

1. 主たる事務所及び営業所の名称及び位置

(1) 主たる事務所

名 称 介護タクシー ゴようせい
所在地 札幌市中央区北1条西1丁目1番1号

(2) 営業所

名 称 本社営業所
所在地 札幌市中央区北1条西1丁目1番1号

2. 営業所ごとに配置する事業用自動車の数並びにその種別ごとの数

- ① 総車両数 1 両
② 種別ごとの数 1 両

イ、特種自動車(リフト付き等)	両	ホ、普通自動車(大型)	両
ロ、普通自動車(回転シート等)	両	ヘ、" (中型)	両
ハ、軽特種自動車(リフト付き等)	1 両	ト、" (小型)	両
ニ、軽自動車(回転シート等)	両	チ、軽自動車	両
計(本社営業所)	1 両	計(営業所)	両

3. 車庫の位置及び収容能力

所属営業所	位 置	面積(m ²)	所有/借入	有蓋/無蓋
本社営業所	札幌市中央区北1条西1丁目1番地1	23.45	所 有	無 蓋

4. 休憩仮眠施設の位置及び収容能力

所属営業所	位 置	面積(m ²)	所有/借入	備 考
本社営業所	札幌市中央区北1条西1丁目1番1号	12.34	所 有	

添 付 書 類 (目 次)

1. 事業用自動車の運行管理等の体制を記載した書類 ☒
 2. 事業の開始に要する資金の総額を記載した書類(様式1) ☒
 3. 資金の調達方法を記載した書類(様式2) ☒
 4. 営業所、自動車庫、休憩仮眠施設の概要及び付近の状況を記載した書類
 - イ. 施設の案内図、見取図、平面(求積)図 ☒
 - ロ. 自動車庫その他の施設との区画方法(図面の余白部分に記載) ☒
 - ハ. 都市計画法等関係法令に抵触しないことの書面(宣誓書)(様式3) ☒
 - ニ. 施設の使用権原を証する書面
 - 自己所有・・・不動産登記簿謄本、不動産登記事項証明、建築確認通知書等 ☒
 - 借入・・・賃貸借契約書、使用承諾書等※契約期間1年以上 ☐
 - ホ. 計画する事業用自動車の使用権原を証する書面
 - 自己保有・・・自動車検査証(写)、譲渡証明書、売買仮契約書等 ☒
 - リース・・・リース契約書(写)※リース期間1年以上 ☐
- ※ 現に登録されている自動車の場合は自動車検査証(写)、抹消登録済みの自動車の場合は抹消登録証明書(写)等、それ以外の自動車の場合は当該自動車の諸元表を添付して下さい。
5. 既存の法人にあっては、次に掲げる書類
 - イ. 定款又は寄付行為及び登記簿の謄本 ☐
 - ロ. 最近の事業年度における貸借対照表 ☐
 - ハ. 役員又は社員の名簿及び履歴書 ☐
 6. 法人を設立しようとするものにあっては、次に掲げる書類 ☐
 - イ. 定款(商法明治32年法律第48号)第167条及びその準用規定により認証を必要とする場合にあっては、認証のある定款)又は寄付行為の謄本 ☐
 - ロ. 発起人、社員又は設立者の名簿及び履歴書 ☐
 - ハ. 設立しようとする法人が株式会社又は有限会社である場合にあっては、株式の引受け又は出資の状況及び見込みを記載した書類 ☐
 7. 個人にあっては、次に掲げる書類
 - イ. 資産目録 ☒
 - ロ. 戸籍抄本 ☒
 - ハ. 履歴書 ☒
 8. 法第7条(欠格事由)各号のいずれにも該当しない旨を証する書類(宣誓書)(様式4) ☒
 9. 申請者が訪問介護事業所又は居宅介護事業所の場合は指定書の写し ☐

<作成にあたっての留意点>

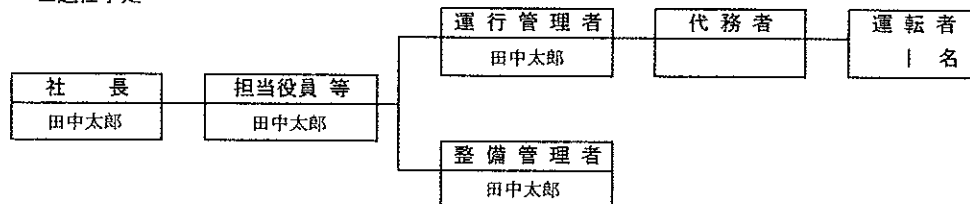
1. 申請書の次に添付書類を綴じていく際に、この目次の順番に従って下さい。
2. 目次の5. 6. 7. については、該当する項目の書類を添付してください。
3. 目次の1. ～9. のうち、添付をした書類について確認のうえ、口欄にレ印を入れて下さい。

1. 事業用自動車の運行管理等の体制

1. 事業計画を遂行するに足りる有資格者の運転者を確保する計画

確保人員 1 名
確保予定人員 名

2. 適切な運行管理者及び整備管理者の選任計画並びに指揮命令系統

☒確保済☐選任予定

3. 労働省の2. 9告示及び3. 1通達に適合する勤務割及び乗務割の計画

(乗務割計画)

拘束時間	
1ヶ月	184時間
1日	8時間

運転時間	
2日平均1日当り	4時間
2週平均1週当り	20時間
連続運転	1.5時間

休息時間	
勤務と勤務の間	16時間

4. 点呼等が確実に実施できる体制

点呼場所	点呼実施者	日常点検の実施場所	日常点検の実施者	営業所と車庫間の連絡方法
本社営業所	運行管理者	車庫	運転者	併設対面

5. 事故防止等に対する指導教育

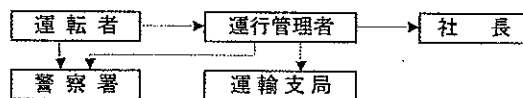
- (1) 事故防止に関する指導教育方法及び計画

研修・講習会等の開催予定 年間 12 回

6. 有資格者の選任計画（セダン型等の一般車両を使用する場合）

- ①介護福祉士、訪問介護員、居宅介護従業者 有資格者 名・資格取得予定者 名
②ケア輸送サービス従事者研修（全国乗用自動車連合会等実施）修了者 名・受講予定者 名

7. 事故処理連絡体制



8. 苦情処理体制

苦情処理責任者 氏名 田中太郎
苦情処理担当者 氏名 田中太郎

9. 指導監督体制

指導主任者 氏名 田中太郎

10. 損害賠償能力

対人 8000 万円、対物 200 万円の任意保険又は共済に計画車両の全てが加入する計画がある。

2. 事業の開始に要する資金の総額を記載した書類 (様式1)

(1) 事業開始に要する資金の内訳

項 目	必 要 額 (円)	記 入 要 領
(イ) 車両費	75,758	一括払いの場合は取得価格(未払金含む) 分割の場合は頭金及び2ヶ月分の賃借料 リースの場合は2ヶ月分のリース料
(ロ) 土地費	0	一括払いの場合は取得価格(未払金含む) 分割の場合は頭金及び2ヶ月分の賃借料
(ハ) 建物費	0	一括払いの場合は取得価格(未払金含む) 分割の場合は頭金及び2ヶ月分の賃借料
(ニ) 機械器具及び 什器備品	154,350	取得価格(未払金含む)
(ホ) 運転資金 ・運送費計		
人件費	300,000	(2ヶ月分)
燃料油脂費	48,000	(2ヶ月分)
修繕費	10,000	(2ヶ月分)
その他経費	10,000	(2ヶ月分)
・管理経費		
人件費	0	(2ヶ月分)
その他経費	30,000	(2ヶ月分)
計	398,000	
(ヘ) 保険料等		
自賠責保険料	25,680	(1年分)
任意保険料	63,990	(1年分)
自動車重量税	5,600	(1年分)
自動車税	0	(1年分)
自動車取得税	0	(全額)
登録免許税	30,000	(全額)
計	125,270	
(ト) その他創業費	50,000	(全額)
合 計	803,378	

3. 資金の調達方法を記載した書類

(様式2)

① 法人の場合

イ、既存法人

項 目	申請事業充当額
現金預金	
その他流動資産	
調達資金合計(自己資金)	

ロ、設立法人

出 資 者 名	出 資 金 額

② 個人の場合

金 融 機 関 名	申請日現在預貯金額
甲乙銀行札幌支店	3,000,000円

(様式3)

北海道運輸局長 殿

宣 誓 書

道路運送法第5条第1項第3号に規定する事業計画のうち、営業所及び自動車車庫並びに
休憩仮眠施設について、都市計画法等関係法令に抵触しないことを宣誓いたします。

平成18年11月25日

住 所 札幌市中央区北1条西1丁目1番1号

氏名又は名称 介護タクシー ぎょうせい

代表者の氏名 代表 田 中 太 郎

(業務資料8ページ)

宣 誓 書

(様式4)

1. 道路運送法第7条各号のいずれにも該当しません。
2. 道路運送法、貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)及びタクシー業務適正化特別措置法(昭和45年法律第75号)等の違反により申請日前2年間及び申請日以降に輸送施設の使用停止以上の処分又は使用制限(禁止)の処分を受けた者(当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時、現に当該処分を受けた法人の業務を執行する常勤の役員として在任していた者を含む。)ではないこと。
3. 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号)の違反により申請日前2年間及び申請日以降に営業の停止命令又は営業の廃止命令の処分を受けた者(当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時、現に当該処分を受けた法人の業務を執行する常勤の役員として在任していた者を含む。)ではないこと。

上記のとおり相違ないことを宣誓いたします。

事実には違反した場合は、許可の取消し等の処分を受けても異議の申し立てはいたしません。

平成18年11月25日

住 所 札幌市中央区北1条西1丁目1番1号
介護タクシー ぎょうせい
氏 名 代表 田 中 太 郎

続・契約法入門—基本原則からみる民法(契約法)

北海道大学 曾野 裕夫

I. 「契約法」はどこにあるのか

1. はじめに

土地の売買契約が締結されると、売主はその土地を買主に引き渡す義務や、登記の移転に協力する義務などを負います。反対に、買主は代金を支払う義務を負います。ところが、契約締結後に気が変わって、売主が土地の引渡し・登記移転を拒んだり、買主が代金を支払わない場合、相手方にはどのような権利が認められるのでしょうか。また、建物の売買契約が締結されたのに、引渡前にその建物が焼失してしまった場合、売主はそれでもなお代金の支払いを受けることができるのでしょうか。また、その建物について、雨漏りがするとか、かつて殺人事件の現場となったことがあることが後から判明した場合、買主は何らかの救済を求めることはできるのでしょうか。こういう法律問題をはじめ、契約にかかわる権利義務関係を扱うのが「契約法」といわれる法分野です。本稿では、契約法の3つの基本原則の検討を通じて、契約法の思考様式について入門的な解説をしたいと思います。

2. 私法の一般法としての民法

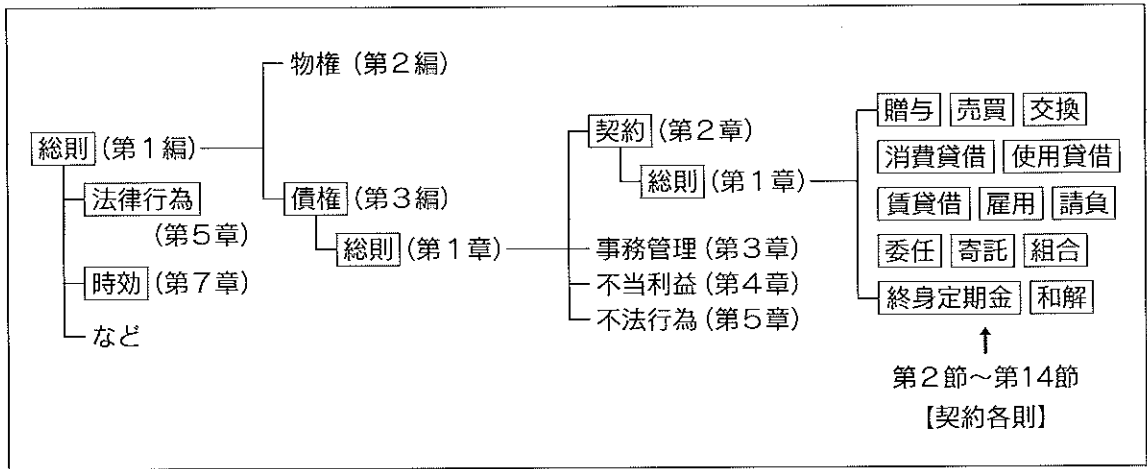
日本には「契約法」という名前の法律はなく、契約にかかわる規定は、多くの法律に分散しています。また、裁判例によって形成された法規範もあります。これらの総体を「契約法」と呼びます。たとえば不動産業者（宅地建物取引業者）が行う宅地や建物の売買については宅地建物取引業法で、国が不動産業者の事業を規制しています。このように、国・地方公共団体と私人との法律関係（または国家机关・地方公共団体同士の法律関係）に関する法分野のことを「公法」といいます。「契約法」には公法のカテゴリーに含まれるものもあります。

公法に対して、売主と買主の関係のように、私人間（市民間）の法律関係を規律するのが「私法」といわれる法分野です。本稿では、「私法」のカテゴリーに含まれる契約法を中心にとりあげます。「私法」に属する法律は多様ですが、その最も基本的な一般法が「民法」です。「私法」にはその他に、商法や消費者契約法、借地借家法をはじめとする特別法がありますが、これらは民法をベースとして、特定の状況に応じて民法を修正する規定を定めるものです（「特別法は一般法に優先する」といいます）。以下では、私法の一般法である民法に含まれる契約法の思考様式をみていきます。

3. 民法の体系

ところで、民法のどこに契約に関する規定が置かれているのかを理解するためには、民法の体系を知っておく必要があります。六法全書を開いていただければ分かるように、民法は5つの編からなっています。そのうち、第1編～第3編を「財産法」（私人間の財産関係に関する分野）、第4編・第5編を「身分法」または「家族法」（親族関係・相続関係に関する分野）といいます。契約法にかかわる規定は「財産法」の部分に含まれています。民法の体系の特徴は、因数分解のように複数の事柄に共通して適用される規定は前にくりだす体系をとっていることです（【図】参照）。これを「パンデクテン体系」といいます。

【図】民法(第1編～第3編)の体系



民法には「契約」という章があり、契約に関する規定がそこにあることは明かです（その章には、具体的な契約類型ごとの規定をおいた各則と、すべての契約類型に共通する規定をくりだした総則があります）。しかし、契約に関する規定があるのはそこだけではありません。まず、「債権」の「総則」といわれる部分には、債務不履行に対する救済方法など、重要な規定がおかれています。契約から生ずる権利義務は「債権」「債務」といいますが、債権・債務の発生原因としては、他に事務管理・不当利得・不法行為があります（たとえば、故意または過失によって人にけがをさせると、民法 709 条に基づいて損害賠償をするという債務を負いますが、これは不法行為によって生ずる債権・債務の問題です）。契約や不法行為に共通する規定をおいているのが債権総則なのです。さらに、民法全体の総則のなかにも、錯誤や詐欺、代理に関する規定を置く「法律行為」という章や（法律行為の意味については後述します）、消滅時効を定める「時効」の章が置かれていて、これも契約法の一環だといえます。このように、契約法に関する規定はあちこちに分散しているのですが、民法の体系を理解すれば、どうしてこのようなことになっているのかが分かっていただけたと思います。

なお、民法は、明治 29 年にできた 100 年以上の歴史をもつ古い法律で、その条文は最近までいかめしい文体で書かれていましたが、平成 16 年に現代語化がなされ、随分と読みやすくなりました（もともと、「身分法」の部分は、第 2 次世界大戦後に新憲法の制定にあわせて大改正がなされ、戦後すぐに現代語化が実現していました）。最近では法改正が盛んで（明治と戦後に続く「第 3 の法制期」といわれます）、国会の動きから目が離せません。今年の国会でも、「法人」に関する 33 条～84 条の 2 の規定の大部分が民法から姿を消す民法改正があり、代わりに「一般社団・財団法人法」という法律ができています。

Ⅱ. 契約とは何か

では、そもそも「契約」とは何でしょうか。具体例としては、売買契約、賃貸借契約、委任契約など多様なものがありますが、一般化していえば、契約とは二人以上の当事者の「合意」（意思表示の合致）によつ

て成立する「法律行為」とであると定義されます。法律行為とは、「意思表示によって権利義務の変動を生じさせる行為」のことをいいます。契約は、たとえば売主の「売りたい」という意思表示と、買主の「買いたい」という意思表示の合致によって成立し、売主に目的物引渡義務などが発生し、買主に代金支払義務が発生しますので、二人以上の当事者の意思表示の合致によって権利義務の変動を生じさせる法律行為なのです。

法律行為の例としては、契約の他にたとえば「遺言」がありますが、遺言の場合は遺言者1人の意思表示しかないのに対して(そのため「単独行為」といわれます)、契約は複数の当事者の意思表示があり、それが合致していなければならない点が大きく異なります。このように、「合意」「意思表示の合致」がきっかけとなって当事者に権利義務が発生するのが「契約」です。

では、このような「契約」に関する契約法はどのような基本原則に基づいてつくられているのでしょうか。

Ⅲ. 契約法の基本原則①「契約は守られなければならない」(契約の拘束力)

1. 自己決定に基づく自己責任

契約法の基本原則としては、まず、「契約は守られなければならない」という原則が挙げられます。契約当事者の一方が債務を履行しない場合、相手方は裁判所を通じてその債務不履行に対する救済を求めることができます(具体的には、履行強制(民法414条)+損害賠償(民法415条)、または、契約解除(民法540条以下)+損害賠償(民法415条))。これを「契約の拘束力」とか「契約の法的保護」といいます。当事者に対して国家機関がこのような強制力を行使することは、なぜ正当化されるのでしょうか。それは、当事者が自分の意思で債務を負ったのだから甘受すべきなのだと考えられます。つまり、契約に拘束力が与えられるのは、それが自己決定に基づく自己責任だからです。

2. 契約という制度の公共性

しかし、いくら自己責任だといっても、私人間の行為にすぎない契約の強制に、裁判所が国の資源を用いて手助けをすることはどう正当化されるのでしょうか。これは、「契約」という制度の公共性から正当化されます。現代社会において、契約という制度が機能しなくなれば大変なことになります。食料品ひとつをとっても、産地から加工業者、流通業者などを経て、最終的に消費者の手に入るまでには無数の契約が関わっています(売買契約、運送契約、事業資金の融資契約など)。これらが円滑に機能しなければ、現代社会はたちまち混乱を来します。自給自足の社会でない限り、締結された契約が守られることは円滑な社会生活の維持に不可欠であり、それゆえに、国家(裁判所)は契約を保護するのだといえます。

3. 具体的ルール①——守らなくてよい契約(自己決定の不存在)

契約の法的保護が以上のような正当化根拠に基づくことから、逆に、きちんとした自己決定がなされていないと考えられる場合には、契約の拘束力が否定されることがあります。たとえば、スキーのバック旅行を申し込んだつもりだったのに、記入した申込書はゴルフのバック旅行用のものだったと

のような「錯誤」（思い違い）の場合、ゴルフ旅行に行く意思はありませんので（意思の不存在）、その契約は無効とされます（民法 95 条）。ただ、一方当事者の勝手な思い違いで契約が無効になると、相手にとってははなはだ迷惑です（これを「取引安全」が害されるといいます）。そこで、どのような思い違いでも契約が無効になるのではなく、契約の重要な部分に関する錯誤（要素の錯誤）である必要があるし、思い違いが重大な過失による場合には無効を主張できないとされ、取引安全保護とのバランスがとられています。

同様に、南総里見八犬伝で、殿が犬の八房に対して、「伏姫をお前の花嫁にやろう」と言ったような場合も、冗談ですからその意思は欠けています。ただ、そこで無条件に契約を無効とすると、相手方が本気にしていたときに迷惑をかけますので、相手が冗談だと認識すべきだった場合にのみ無効を主張できるとされています（「心裡留保」^{しんりりゅうほ}、民法 93 条）。もうひとつ意思の不存在といわれる場合として「虚偽表示」があります（民法 94 条）。たとえば、借金を返さないで財産を差押えられそうだという A が、友人 B と通謀して、その財産を B に譲ったことにし、差押を逃れようとしても、A B 間には本当に売買をする意思はありませんので、この売買契約は無効です（つまり差押からは逃れられません）。もっとも、B が A を裏切って、事情を知らない第三者 C にその財産を転売した場合、虚偽表示による契約が無効だとすると、C は無権利者である B から買ったことになり、所有権を取得できないという迷惑なことになります。そこで、虚偽表示の無効は、善意 * の第三者には無効を主張できない（対抗できない）とされます（民法 94 条 2 項）。その他、騙されて意思表示をしたとか（詐欺）、無理強いされて意思表示をした（強迫）という場合には、その意思表示に対応する意思は存在するが、自己決定の過程にキズがあるといえます（「意思表示の瑕疵」）。これらの場合には、意思が存在するので無効というわけにはいきませんが、契約を取り消すことが認められます **（民法 96 条）。ただ、詐欺による意思表示は、騙された側にも非難されるべき点がありますので、取消しを善意の第三者には対抗できないとされています（民法 96 条 2 項）。さらに、消費者契約法も、事業者が重要な内容について情報提供しなかった場合や、強引な勧誘（不退去や監禁）によって消費者を困惑させて契約をさせた場合に、消費者に取消権を与えています（消費者契約法 4 条）。

このように、意思の不存在や意思表示に瑕疵があるからといって、その意思表示をした人が一律に保護されるのではなくて、あくまでも相手方や第三者の保護にも配慮して、バランスが図られています。取引安全の保護もまた、社会の維持に不可欠な要請だからです。

* 法律用語で「善意」というのは事情を「知らない」ことです。また、「悪意」とは事情を「知っている」ことです。日常用語とは意味が異なりますので、注意が必要です。

** 「無効」と「取消」は、どちらも契約の効力を否定する点では共通しますが、①取消することのできる契約は、取消がなされるまでは一応有効で、取消がなされてはじめて契約の効力が遡ってなくなります。これに対して、無効な契約は最初から効力がないものと扱われます。また、②無効は誰でも主張できるのに対して、取消しは法律によって取消権を与えられた者（具体的には、制限行為能力者と詐欺・強迫による意思表示をした者です）しかそれを行使できません。もっとも、錯誤の無効は、思い違いをした錯誤者を保護するための制度ですから、その者だけが無効を主張できると解釈されています。

4. 具体的ルール②——保護されない契約(社会的約束、公序良俗違反など)

(1) 国家の関心が薄い契約

国家が契約を保護するのは、契約制度の公共性ゆえですが、契約のなかには国家がわざわざ助力しなくても社会の維持に影響しない契約があります。

第1に、たとえば、デートの約束を破っても、その履行強制や損害賠償は認められないと考えられます。それは国家が助力するほどの合意ではないと考えられるからで、このような合意は単なる「社会的約束」といわれます。

第2に、贈与などの「無償契約」(対価のない契約)は、対価をとまなう「有償契約」(普通の取引で用いられる契約は有償契約です)が経済的に重要な役割を果たしているのに対して、社会を維持するうえでの重要性が小さく、国家はその保護に熱心ではありません。贈与契約は書面でなされれば法的保護を受けますが、口頭での贈与契約は、贈与者が履行していない部分はいつでも撤回できるとされています(民法550条)。

(2) 国家が禁止する契約

また、当事者の合意があるのに国家が公益的見地からそれへの法的保護を認めない場合もあります。

第1は、契約が「公序良俗」に反する場合で、そのような契約は無効です(民法90条)。たとえば、売買春契約(援助交際契約)は性道徳に反するものとして無効です。ただし、売春でいったん支払った対価を、後から契約は無効だから返せとはいえません(民法708条、不法原因給付)。これは、「クリーン・ハンズの原則」(裁判所に助力を求める者は、自らの手が汚れていてはならない)という考え方の現れです。

第2は、強行規定に違反する契約です(民法91条の反対解釈)。強行規定とは、それが定める権利義務とは異なる権利義務を、当事者が合意をすることを許さない規定のことです(反対に、法律で定められた権利義務と異なる権利義務の合意をしてよい「任意規定」という性質の規定もあります)。たとえば、貸金業規制法17条・18条は、貸金業者が借主に対して、契約内容を示す書面や領収書の交付をしなければならないと規定していますが、これは強行規定の例です。貸付契約でこれらの書面を交付しないことにする合意をすることは禁止されるのです。

5. 具体的ルール③——契約書はなくてもかまわない

(1) 諾成主義

すぐうえで、書面交付義務について触れましたが、それは特別法による例外です。原則は、契約書の作成は必要ないということです。契約を守らなければならないのは自己決定があるからですので、「契約書」はなくても自己決定さえあれば、契約は拘束力を有するのです。これを「諾成主義」といい、原則として契約書は不要だと考えられています。もともと、実際問題としては、契約書がないと契約の存在や契約内容を証明することは困難ですので、実務的には、契約書があった方が確実であることは言うまでもありません。

(2) 保証契約の例外

もともと、民法には契約書がなければ契約の拘束力を認めないという例外がひとつあります。そ

れは保証契約に関する民法 446 条 2 項で、保証人になるには書面による契約が必要だとされています。これは、平成 16 年の民法改正でできた条文です。安易に保証人になることを引き受けて身を滅ぼす人の例があとを絶たないので、保証人になろうとする者に慎重な行動を促すことがその趣旨です。

(3) 不動産取引・企業合併などの例外

また、不動産取引や企業合併のように慎重になされる取引においては、契約書が作成されるまでは合意に完全な拘束力はないというのが取引慣行であるといわれます。そして、裁判所も、大規模・複雑な取引については、契約書が作成されるまでは契約が成立したとはいえないと判断する傾向にあります（最近の、UFJ 信託銀行と住友信託銀行の合併が流れた事件で、住友が UFJ に対して損害賠償請求をしていますが、契約書は作成されていない事案で合併契約が成立しているのかが争点の 1 つになっています）。

(4) 行政上の書面交付義務

さらに、先の述べた貸金業規制法のように、行政目的から事業者には書面交付が義務づけられることがあります。ただ、書面が交付されなくても、契約の拘束力が否定されるわけではありません。貸金業規制法は、グレーゾーン金利との関係で現在話題になっていますが、書面交付は、このグレーゾーン金利の任意弁済を有効な弁済とみなすための要件となっているにすぎません。また、特定商取引法や割賦販売法などの特別法では、この書面交付の時点から一定期間は消費者は自由に契約をキャンセルできる制度（クーリング・オフ制度）があります。そこでは、書面交付がされない限りいつまでもクーリングオフ期間が経過しないという効果がありますが、契約の拘束力が否定されるわけではありません。

IV. 契約法の基本原則②「契約自由の原則」

1. 契約の自由

「契約は守られなければならない」という原則とならんで重要な基本原則が、「契約は自由である」という原則です。当事者は、①契約内容を自由に決めてよいし、②契約締結をするかどうかの自由、③相手方選択の自由、④方式の自由（④は契約書は不要ということで、先に述べたとおりです）を有するといわれます。国家が契約内容に干渉しないのは、個人の自由競争に取引を委ねれば、「神の見えざる手」によって予定調和が達成されるという古典的な経済思想に立脚しているからです。

なお、②・③については、公益的観点からそれが制限されることがあります。医師は、正当な事由がないかぎり診療契約の締結を拒絶できませんし（医師法 19 条 1 項）、同じことは行政書士にもいえます。行政書士法 11 条は「行政書士は、正当な事由がある場合でなければ、依頼を拒むことができない」と定め、契約締結の自由・相手方選択の自由を制約しています。これは行政書士の公益性の現れです。同様の規定は、司法書士法 21 条、社会保険労務士法 20 条、土地家屋調査士法 22 条にもみられます。

2. 契約自由と民法の関係

(1) 典型契約

民法の「契約各則」(第3編第2章第2節以下)の549条から696条には、贈与、売買、交換、消費貸借、使用貸借、賃貸借、雇用、請負、委任、寄託、組合、終身定期金、和解の13種類の契約類型が規定されています。これらを「典型契約」とか「有名契約」といいます。ちなみに、行政書士と依頼人との契約は、通常は、「委任契約」(民法643条)または「準委任契約」(民法656条)にあたります。委任契約とは、受任者が、委任者から委託された「法律行為」(つまり、意思表示によって権利義務の変動を生じる行為)をおこなう契約、準委任契約は法律行為以外の事務処理を委託されておこなう契約のことです。たとえば、官公署に提出する書類を作成することは、それ自体で権利義務関係に変動を生じさせるわけではありませんので、それを委託された場合には「準委任」ということになります。もっとも、委任契約であれ準委任契約であれ、どちらでも同じ規定が適用されますので、この区別に神経質になる必要はありません。要するに「事務処理」を目的とした契約が「(準)委任契約」です。

さて、民法が定める契約類型以外の契約(これを「非典型契約」とか「無名契約」という)も認められることは、「契約自由の原則」から明らかです。典型契約についての規定は、代表的な契約類型ごとに、それぞれにふさわしいと考えられる権利義務関係を規定したものにすぎません。2006年1月4日の日本経済新聞と読売新聞は、法務省が民法のうち「債権」の部分の改正に乗り出す旨の記事を掲載し、フランチャイズ契約やライセンス契約など新種契約が民法に追加される可能性があると報じましたが、このように民法に規定のない契約類型は、世の中にはたくさんあります。

(2) 任意規定

また、契約は自由で、非典型契約も認められるのであれば、民法は契約が拘束力を有することだけを定めておいて、あとは当事者に自由に合意をさせれば十分なのにも思われます。それにもかかわらず、民法には契約に関する規定が数多くあるのはなぜでしょうか。

たとえば、民法では、行政書士に対する報酬の支払は、行政書士の「現在の住所」で行うこととされています(民法484条)。しかし、当事者が別の場所で支払いたい場合でも、この民法の規定に従わなければならないのでしょうか。そうだとすれば、それは契約自由に反します。実は、これらの規定は「任意規定」といわれ、当事者が自由に(=任意に)そこで定められた内容を変更することができるのです(反対に、当事者が自由に内容を変更できない規定を「強行規定」といいます(前述))。いいかえれば、任意規定とは、当事者が特に別段の合意をしなかった事項を補充するための規定で、任意規定があるおかげで当事者は考える全ての事項について合意する手間を省くことができるのです(取引費用の軽減)。行政書士の報酬支払地について、民法484条が「別段の意思表示がないとき」には行政書士の現在の住所地で支払うべきだとしているのは、この規定が任意規定であることを表現しています。

ただ、注意しなければならないのは、すべての任意規定に「別段の意思表示ないときは」という文言があるわけではない、ということです。ある規定が強行規定か任意規定かは、それぞれの規定の趣旨から判断せざるを得ないのです。

3. 約款の規制

以上のように「契約は自由」であるとか、契約は「自己決定」であるといってみても、日常生活ではそういう実感はないかもしれません。アパートの賃貸借契約、携帯電話の利用契約、銀行との預金契約等々、われわれが日常生活でする契約の大部分について、利用者が契約時にその細かい契約内容を話し合うことはまずありません。業者が事前に決めた定型的な取引条件——これを「約款」といいます——が、契約書の裏面に印刷されているだけです。いくつかのオプションを選ぶことはできても、基本的には定型的な取引条件をわれわれは受け入れざるを得ませんし、そもそも契約締結時に約款の内容をゆっくり読むこともありません。約款があることを知らないことさえあります。

たしかに、もし約款がなければ、企業は契約をするたびに利用者と契約内容について交渉しなければならず、取引コストが膨大になります。鉄道に乗るのさえ旅客運送約款による契約です。乗客の一人一人と鉄道会社が一から交渉するわけにはいかないでしょう。また、企業からすると、現場の担当者レベルの裁量で契約が締結され、雑多な内容の契約を大量に抱えることは管理上避けたいでしょう。約款はこの問題を避けるためにも使用されるわけで、約款は、現代社会には不可欠なものといえます。

しかし、約款が一方的に定められるものである以上、その内容は企業に有利になりがちです。たとえば、企業の契約違反による損害賠償責任を免ずるという免責約款や責任制限約款は、その代表例です(火災保険約款にある地震免責条項など)。このような約款における不当条項の問題は、消費者にとって「契約の自由」「自己決定権」が事実上奪われていることから生ずるもので、約款の規制は、現代契約法における大問題です。

日本の約款規制は、これまで許認可制や行政指導などの方法による行政的規制が厚く行われているのが特徴でした(例、旅行業法12条の2、保険業法4条2項3号、123条1項)。また、裁判所が、不当条項を公序良俗に反するとして無効としたり(民法90条)、曖昧な約款条項は企業に不利に解釈するという解釈(「作成者不利の原則」)をすることもありませんでした(司法的規制)。

そして、現在注目されるのは、平成12年にできた「消費者契約法」です。この法律は、約款規制だけでなく、広く事業者と消費者間の契約について、民法の特別法として、事業者と消費者の間には「交渉力の格差」があることが問題の本質だという発想に立脚した規定を置いています。不当条項規制については、消費者の利益を一方的に害する不当条項を無効とするなどの規定(消費者契約法8条～10条)がおかれています。たとえば大学入学辞退者が入学金・授業料の返還を求めている学納金返還訴訟のように、消費者契約法による不当条項規制は、徐々にその成果を見せつつあります。

V. 契約法の基本原則③「契約の相対効」

1. 基礎知識——「債権」と「物権」

契約の基本原則の最後に、「契約の相対効」を挙げたいと思います。これを説明するためには、「債権」と「物権」の概念を理解する必要があります。

「物権」の典型例は「所有権」です。所有権者は、誰に対しても自分が所有権者であることを主張できるわけですが、これを物権の「対世権」といいます。世間一般に対して権利を主張できるという意味です。

これに対して、「債権」はそういうわけにはいきません。債権は、「特定人が特定人に対して一定の作為または不作為を請求することのできる権利」と定義され、契約の他に、事務管理、不当利得、不法行為に基づいて発生します。たとえば、売買契約が締結されると、売主は買主に対して代金の支払いを求める権利を取得しますが、この代金支払請求権は「債権」の代表例です。反対に、買主は代金を支払う「債務」を負います。このとき、債権者（ここでは売主）は、債務者（ここでは買主）以外の者に対して代金の支払いを求めることはできませんし、債務者も債権者以外の者に代金を支払う必要はありません。このことを「契約（債権）の相対効」といいます。債権は物権と違い、誰に対しても行使できるわけではなく、そのため、債権は「対人権」とあるといわれます。

2. 「売買は賃貸借を破る」

「契約の相対効」が深刻な問題を引き起こす具体的場面として、賃貸借契約があります。次のような場面です。賃貸人Aが賃借人Bに不動産を賃貸しているとします。BはAとの契約に基づいてその不動産を利用する権利（賃借権という債権）を有しますが、このとき、Aがその不動産を第三者Cに売却すると、所有者はAからCに変わります。契約の相対効によると、BはAに対してはその不動産を使用させるように求めることはできますが、Cに対してはそれを求めることができません。反対に、Cは新しい所有者者ですので、所有権に基づいてBに対して不動産の明渡しを求めることができます。AC間の売買契約によって、AB間の賃貸借が無意味になったわけで、この現象を「売買は賃貸借を破る」と表現します。

これでは、たとえば土地の賃借人Bがその土地に建物を建築しているような場合に、新所有者Cからの明渡しを求められることになり、Bにとって酷です。そこで、賃貸借契約に関する民法605条は、Cが所有権を譲り受ける前にBが不動産賃借権の登記をしておけば、Bは賃借権をCに対して対抗できるとしています。ただ、この登記をするためには、賃貸人Aとの共同申請が必要ですが（不動産登記法60条）、この登記があると賃借人の地位が強くなってしまいますから、賃貸人Aは登記への協力を拒むのが通常です（しかも、売主と違って賃貸人には登記協力義務はないと考えられています）。そのため、民法605条は空文化しているのが実情です。そこで、より簡便に賃借人が第三者に対抗することができるようにするために、現在では借地借家法が手当てをしています。具体的には、土地賃貸借（借地）については、賃借人がその土地上の建物について登記を有していれば第三者に対抗でき（借地借家法10条；この登記は建物所有者である土地賃借人が単独で申請できます）、建物賃貸借（借家）については賃借人が建物の引渡しを受けていれば第三者に対抗できるとされています（借地借家法31条）。

賃貸借契約は、本来は相対的効力しかないはずなのですが、これによって、ほとんどの場合に第三者に対しても対抗できることになります。これを「賃借権の物権化」といいます。しかし、あくまでも「売買は賃貸借を破る」、つまり、契約は相対的効力しか有さないのが原則だということはしっかりと押さえておく必要があります。

VI. おわりに

以上、契約法の3つの基本原則と、その具体的帰結についてみてきました。次の機会があれば、「契約の拘束力」についてもう少し具体的に契約にはどのような法的保護が与えられるのかということ、また、「契約自由の原則」に関連して、民法は各契約類型についてどのような任意規定をおいているのかを検討してみたいと思います。

<北海道大学客員教授 曾野裕夫氏プロフィール>

1964年生まれ

【学歴】

1987年 3月 北海道大学法学部卒業
1989年 3月 北海道大学大学院法学研究科博士前期課程修了
1990年 LL.M., University of Michigan Law School
1990～91年 Research Scholar, University of Michigan Law School
1993年 4月 日本学術振興会特別研究員(DC2)

【職歴】

1994年 4月 日本学術振興会特別研究員(PD)
1994年12月 金沢大学法学部 助教授
1998年 4月 九州大学法学部 助教授
1999年 4月 九州大学大学院法学研究科 助教授
2000年 4月 九州大学大学院法学研究院 助教授
2004年 4月 北海道大学大学院法学研究科教授
2006年10月 北海道大学客員教授・法務省民事局参事官

【研究テーマ】

「私的秩序形成(private ordering)と法の役割」、「国際取引法」、「情報・契約・知的財産」

弁護士Mの法律エッセー〈第3回〉

●●の死「手術ミス」 ●医師に、130万円賠償命令／東京地方裁判所

弁護士 前田 尚一

本稿の標題は、読売新聞平成16年9月9日朝刊に掲載された記事の見出しの一部を塗りつぶしたものだ。

今回は、

“ステラ”の損害について判断 被告に対し、「6,400万円を支払え」との賠償命令!!

という標題で、アメリカの少し昔の裁判を紹介した。

今回は、世間で関心が深いと思われる、ごく最近の日本の裁判例を紹介する。

塗りつぶしを外して、記事の見出しをそのまま挙示すると、

愛犬の死「手術ミス」 獣医師に、130万円賠償命令／東京地方裁判所

だ。

同見出しの下、「飼い犬が精巣がんで死んだのは、獣医師が適切な手術を行わなかった」として、「動物病院を経営する獣医師に約560万円の損害賠償を求めた訴訟」で、東京地方裁判所は、平成18年9月8日、「精巣の摘出手術で一部を取り残す過失があった」として、獣医師に対して「慰謝料など計約130万円の支払を命じた」ことを報道している。

1. 最近の日本では、“癒し”とか、“ロハス”とか、“スピリチュアル”とかいった言葉で象徴されるように、ライフスタイルを重視して物質文明を超えた価値を認めることが時代の潮流である。

そして、ペットとの関係も、より高い精神的なつながりとして理解されるようになっている。ある裁判例は、「現在の社会現象として少子化、核家族化、高齢化が進むとともに家庭で飼われている犬や猫などは、ペット（愛玩動物）からコンパニオン・アニマル（伴侶動物）へ変化したといわれている」と指摘している（春日井簡易裁判所平成11年12月27日判決）。

そのような時流の中、ペットが被害を負う場合だけではなく、ペットが加害する場合、そして、ペットビジネスとの関連など様々な場面でペットに関わるトラブルが発生している。

「動物の保護及び管理に関する法律」（略称「動物保護管理法」）が制定されたのは昭和48年のことであるが、平成11年にはじめて実質的な改正がされるとともに、法律名が、「動物の愛護及び管理に関する

法律」(略称「動物愛護管理法」と改名された後、平成17年6月にも改正され、改正法は本年6月1日から施行されていることも、このような現象に沿うものといえる。

2. 前記記事では、「原告代理人によると、ペットの医療過誤では前例のない高額な賠償額だという。」と報道されている。

それでは、従来の裁判例はどうだったのだろうか。時間が折り合わず出演には至らなかったが、東京の某テレビ局から取材依頼があった。これを機会に整理してみた。

獣医師の医療過誤の問題で、公刊物に掲載されたもっとも古い裁判例は、東京地方裁判所の昭和43年5月13日判決のようである。判例タイムズとい判例雑誌では、「愛犬の死亡による慰謝料額」と題名で掲載されている。

3万円で購入した愛犬「ジュン」が医療過誤で死亡してしまったという事案であるが、裁判所は「原告には50才の坂をこえた今日まで実子がないところから、ジュンを狩猟用の愛犬として飼育していた」と認めたうえ、「ジュンの死亡によって原告の被った損害は、その財産的損害及び精神的苦痛に対する慰謝料として合計金5万円」とした。当時どのような時代かということ、3億円事件が起こり、川端康成がノーベル文学賞を受賞し、日本初の心臓移植がされた年である。

なお、医療過誤の事案ではないが、この判決より前に、ペットの死について飼い主から慰謝料請求が認められた裁判例としては、東京高等裁判所昭和36年9月11日判決がある。「時として単に財産的損害の賠償だけでは到底慰^{いしや}藉され得ない精神上の損害を生ずる特別の場合もあり得べく、他人が深い愛情を以て大切に育て上げてきた高価な畜犬の類を死に至らしめたようなときは正にこの例」としながらも、慰謝料額は3万円だった。

3. ペットの死亡や傷害については、いつもと言ってよいほど「慰謝料」が語られる。が、その説明をする前に、損害賠償について基礎的な理解を深めるために、人身事故による損害賠償の事案、例えば、交通事故を念頭に「損害」という概念を整理してみる。下表をご覧ください。

【表】損害の種類

財産的損害

人 損

積極損害

消極損害

休業損害

死亡・後遺症による逸失利益(得べかりし利益)

物 損

精神的損害

損害賠償の対象となる損害は、財産的損害と精神的損害に区分される。

そして、財産的損害は、人損と物損とに区別される。物損というのは、交通事故でいえば、車両の修理費であるとか、代車使用料とかだ。

そうすると、理屈しては、愛犬の死、怪我は、あくまで「物損」であり、「物」の滅失・毀損による損害なのである。冷徹に言えば、怪我をした愛犬の治療は、「修理」であり、愛犬の死亡は「全損」ということになる。

積極損害とは、治療費や葬儀関係費用等の現実に支出することに関わる損害だ。

これに対し消極損害は得られたはずなのに得ることができなくなってしまった損害をいう。休業損害のほか、人が死亡した場合や後遺症を負った場合も、事故によって失ってしまった労働能力を想定し収入がどれだけ減ることになってしまったかという観点から算定される。

4. 「慰謝料」は、精神的損害、つまり精神的苦痛に対する損害賠償金である。ペットの死傷の事案では、なぜ「慰謝料」ということに焦点があてられるかということ、ペットの財産的価値が把握しにくいからだ。

人の場合だって、本当は金銭評価は馴染まないものであるが、上記のようなフィクションを作り上げて損害を算定することになるが、ペットの場合は一般的に適用できるようなフィクションを作り上げること自体が難しい。

この点は、後で紹介する東京地方裁判所平成16年5月10日判決が、「原告らは本件患犬を子供のように思って育ててきたものであり、本件患犬を売却したり繁殖させたりする意思はなかったことは明らかであるから、本件患犬の交換価値を算定することは困難である（原告らは、本件患犬の取得価格等の主張はしておらず、交換価値を損害とすることは、原告の求めるところでもないと解される。）し、繁殖させることができなくなった逸失利益が発生したと認めることもできない。」と的確に説示している。

ペットの死亡や傷害について、ペットとの格別の関係から訴えを起こす飼い主としては、ペットショップで購入した価格を基に求めてもらったところで、納得が得られるものでないのが通例であろう。

そこで、損害賠償の内容としては、高度の愛情関係があった飼い主の精神的苦痛に対する損害賠償金である「慰謝料」を考えていくことも重大となる。

5. 裁判所のHPでは、最高裁判所の判例のだけではなく、下級裁判所の裁判例も公開しているが、冒頭で紹介した平成18年9月8日の東京地方裁判所判決は掲載されておらず、現時点で掲載した判例集や判例雑誌も見当たらず、具体的内容を解説することはできないので、それ以前に、ペット医療過誤訴訟では過去最高額を認めたとしてマスコミでも大きく取り上げられた裁判例を紹介しておこう（東京地方裁判所平成16年5月10日）。

犬の糖尿病治療について、獣医師がインスリンの投与を怠ったとして、飼い主夫婦が損害賠償を請求した事案だ。飼い主1人あたり40万3,105円の損害を認めたが、そのうちの大半は慰謝料だ。前記4で述べたとおりの理由で、逸失利益は認めておらず、「慰謝料の算定において考慮することとする」として、慰謝料額を30万円と認定したのである。

同判決が認定した各損害額は次のとおりだ。

- | | |
|----------|-----------|
| (1) 治療費 | 各4万8,105円 |
| (2) 葬儀費用 | 各5,000円 |

- (3) 慰謝料 各30万円
- (4) 弁護士費用 各5万円

その他獣医師の医療過誤が問題となった事案としては、30万円で譲り受けた優秀な血統を持つショーキャットで、入賞した実績を有する猫に対する避妊手術について獣医師の過失が認められ、財産的価値が50万円、慰謝料は20万円と認定し、合計93万2,500円の損害賠償額を認めた裁判例もある(宇都宮地方裁判所平成14年3月28日)。

この事件も、「原告の弁護士によると、ペット医療過誤訴訟では過去最高額という」と報道されている(毎日新聞平成16年5月11日)。

なお、ペットに対する獣医師の治療行為について過失を認めたものの、ペット死亡との因果関係の存在が認められず、飼い主の請求を棄却した裁判例もある(東京地方裁判所平成13年11月26日判決)、医療過誤の場合、主張・立証については人間の場合並みに困難な場合も少なくないであろう。

6. 16年の東京地方裁判所判決は「原告の弁護士によると、ペット医療過誤訴訟では過去最高額」であり、18年の東京地方裁判所判決は、「原告代理人によると、ペットの医療過誤では前例のない高額な賠償額」であり、新記録はどんどん更新している。一定の社会現象を背景とする価値観との関係で、裁判の持つ意味や役割そして実情を考える上で、良い素材となりそうである。



弁護士 前田 尚一 (まえだ しょういち)

北海道岩見沢市生まれ。

札幌市立新琴似北中学校、北海道札幌北高等学校、北海道大学法学部を各卒業。

平成元年、弁護士登録し、平成5年、前田尚一法律事務所を開設。

現在、北海道大学法科大学院(ロースクール)実務家教員(民事法基礎ゼミ担当)。

『のりゆきのトークDE北海道』(uhb フジテレビ系)等のTV番組やラジオにも出演。WEB専門ニュースサイト『BNN』で“弁護士Mの法律小咄”を担当している。最近の著書は、『家庭の安全・安心—くらしの危機管理マニュアル』(共著 株式会社時事通信社)。

【連絡先】 札幌市中央区南1条西11丁目1番地 コンチネンタルビル9階

TEL. 011-261-6234 FAX. 011-261-6241

(HP 公開中) <http://www.smaedalaw.com/>

平成19・20年度北海道建設工事等 競争入札参加資格審査申請説明会開催のお知らせ

共催：社団法人 北海道土木協会
社団法人 北海道建設業協会

平成19・20年度の北海道建設工事等競争入札参加資格審査申請書の書き方と申請についての説明会が下記のとおり開催されます。正しい事務手続きを行うためにも、より多数の方が参加されますようご案内いたします。

平成19・20年度北海道建設工事等競争入札参加資格審査申請説明会日程

月 日	地区	会 場	住 所	説明時間
11月 20日(月)	旭 川	旭川北洋ビル8F〈大ホール〉 ☎0166-26-3333	旭川市4条通9丁目	10:00～12:00
20日(月)	滝 川	滝川建設会館 ☎0125-22-2215	滝川市緑町1丁目1-1	14:30～16:30
21日(火)	札 幌	札幌市教育文化会館〈大ホール〉 ☎011-271-5821	中央区北1条西13丁目	10:00～12:00
21日(火)	札 幌			14:00～16:00
22日(水)	留 萌	留萌建設会館 ☎0164-42-0965	留萌市寿町2丁目	10:00～12:00
27日(月)	岩見沢	岩見沢文化センター〈中ホール〉 ☎0126-22-4233	岩見沢市9条西4丁目	10:00～12:00
28日(火)	小 樽	日専連ビル7F〈大ホール〉 ☎0134-24-1551	小樽市稲穂2丁目	10:00～12:00
30日(木)	函 館	函館北洋ビル8F〈大ホール〉 ☎0138-26-7001	函館市若松町15-7	10:00～12:00
12月 1日(金)	室 蘭	室蘭建設会館 大会議室 ☎0143-22-1045	室蘭市入江町1番74号	10:00～12:00
5日(火)	網 走	オホーツク・文化交流センター エコホール ☎0152-43-3704	網走市北2条西3丁目3	10:00～12:00
8日(金)	苫小牧	苫小牧市民会館3F〈小ホール〉 ☎0144-33-7191	苫小牧市旭町3丁目2-2	10:00～12:00
12日(火)	稚 内	稚内建設会館 ☎0162-33-5364	稚内市末広4丁目4-2	10:00～12:00
14日(木)	釧 路	アクア・ペール(栄町会館)3F〈末広の間〉 ☎0154-23-8211	釧路市栄町8丁目3	10:00～12:00
15日(金)	帯 広	寿御苑2F ☎0155-23-1388	帯広市西7条南6丁目2	10:00～12:00

各会場で国税局(税務署)の担当者による消費税納税証明書についての説明があります。

- 北海道様式と市町村(札幌市、函館市、釧路市及び苫小牧市は除く)様式は、別になっておりますので、購入の際は北海道分と市町村分の部数を区分してお買求め下さい。

《当日頒布するもの》

	北海道用	市町村用
○申請の手引き	1,000円	500円
○建設工事等競争入札参加資格審査申請書用紙	900円	800円

※説明会当日は、相当な混雑が予想されますので用紙類などは早めにお求め下さい。

札幌・小樽合同対話集会の報告

平成18年10月21日(土)札幌支部の主催により、「苗穂地区の工場・記念館群」として北海道遺産に選ばれている東区の「JR研修センター」において、合同対話集会が行なわれ小樽支部から9名、札幌支部からは34名の参加がありました。

第1部では、最近、登録後数年で廃業をする会員が多い現状を踏まえ、札幌支部の荒木徹、所村武彦、三澤志津、小樽支部の中村伸之会員らをパネラーに迎えて「先輩行政書士によるパネルディスカッション」が開かれました。

コーディネータの松井隆文会員の司会により、開業時の顧客開拓のエピソード、業務を行なうときの心がけ、報酬の設定、今後の業務の傾向など実践に沿ったテーマでディスカッションは進められ、新入会員以外の参加者も一生懸命に聞き入っていました。

第2部では、「運輸・産廃」「民事・相続」など5つのテーブルに分かれての懇談会が行なわれ、業務の進め方などについてより具体的な相談が、各参加者から出されていました。

その後は「サッポロビール博物館」へ移動し、ビールの誕生と札幌の街の発展に触れたり、試飲や懐かしいサッポロビールの広告を見たりと、短い時間ながらも参加者は思い思いに楽しんでいました。

「サッポロビール園」での懇親会では、おいしいビールを飲みながら会員間の更なる交流・親睦が図られました。



パネラーの皆様

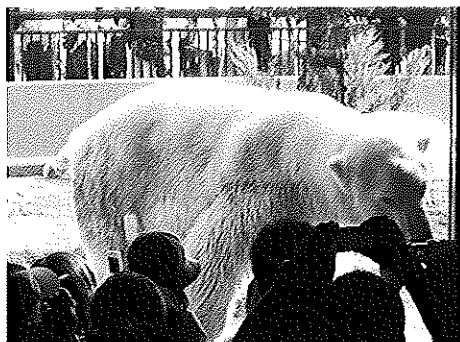


ディスカッションの様子

旭川・小樽支部合同研修会の報告

平成18年9月9日(土)、旭川支部の主催により旭川・小樽支部の合同研修会が「ホテルクレセント旭川」で開かれました。両支部より合計41名の参加のもと、午前10時より研修が始まりました。

今回の研修は、本会の篠原賢吾業務部長を講師としてお招きし、『行政書士と民事業務-弁護士法72条との関係』との主題のもとに、わたしたち行政書士が民事事件を扱う際、弁護士法72条に抵触しない形でどのように事件を扱うことができるかが講義されました。実際に生じた様々な事例が取り上げられ、研修に参加した会員たちも注意深く耳を傾けていました。



旭山動物園のシロクマ

その後、同ホテルにて昼食を取り、今日日本でもっとも人気のある旭山動物園に行きました。非常に混雑していたものの、夏を思わせるほどの暖かな陽射しの中で動物たちを見学することができました。



研修の様子



会場の様子

苫小牧・室蘭・日高三支部合同研修会の報告

平成18年9月16日、白老町虎杖浜のホテルビュラメールにて、「行政書士電子証明書の取得と電子定款の実務について」と題し、江谷清和先生による講義がなされました。

講義では、行政書士用電子証明書申込の手順に始まり、電子定款の作成方法の実務や、電子証明書を用いた今後のビジネスヒントに至るまで、丁寧に説明がありました。



講義中の様子

研修会終了後、同ホテルにて懇親会も開催され、参加会員間の親睦・交流が図られました。

取材した編集委員に、ビンゴの一等賞品が当たるという一幕も。

道東四支部合同研修会の報告

平成18年10月14日(土)、根室支部の主催により、網走、釧路、十勝支部との合同研修会が、標津町生涯学習センター「あすばる」で開催されました。

四支部から合計18人の参加があり、開会式と参加者の自己紹介のあと、本会の深貝亨会長による「行政書士業務の変遷」をテーマに講義が行なわれました。講義では自動車保有関係手続きのワンストップサービスや土業の資格制度の見直しなどを例に挙げ、また今後の行政書士業務の傾向にも触れられ、参加者は興味深く耳を傾けていました。

その後、「標津サーモン科学館」へ移動し、学芸員の説明を聞きながらの館内見学では、この時期にしか見ることができない、秋鮭の遡上を目の当たりにすることができました。また天候にも恵まれたこの日は、標津町から知床連山の稜線と国後島をはっきりと望むことができ、参加者は日頃の忙しさを忘れさせてくれる絶景も楽しんでいました。

懇親会では、たくさんの海の幸に舌鼓を打ち、豪華な賞品をかけたゲーム大会などを通して、各支部の会員はさらなる親睦を深めていました。



講義の様子



会場の様子

平成18年度新入会員研修会が開催されました

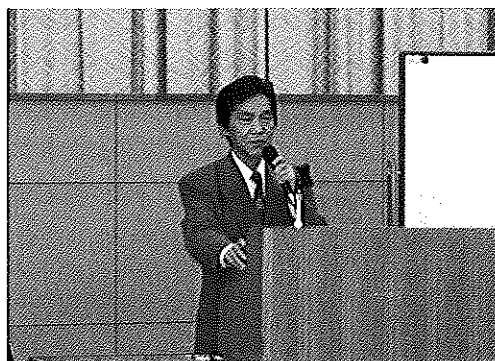
平成18年9月15日(金)、16日(土)の二日間、札幌市教育文化会館にて、平成18年度新入会員研修会が開催され、参加者は真剣な表情で受講していました。

1日目は、酒井副会長の挨拶後、篠原賢吾業務部長から「職業倫理・行政書士基礎知識」と題して、これまでの行政書士懲戒事例を交えながら講義がなされました。

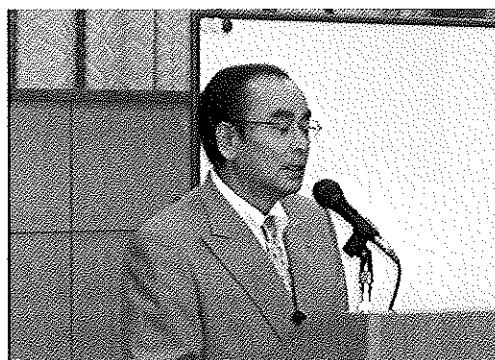
その後、函館支部福地隆祐先生から、会社設立についての講義があり、農業生産法人の設立についても触れながら、定款作成事例等の手順を学びました。

さらに、上記講義内容について実践演習が設けられ、新入会員にとって、より深い学習をする場となりました。

1日目の研修会終了後、厚生年金会館にて、懇親会も開催されました。



1日目：酒井副会長の挨拶



1日目：篠原賢吾業務部長



1日目：会場の様子

2日目は、札幌支部山本紀義先生から、「会社設立から企業会計へ」というテーマで講義があり、新会社法のポイントや中小企業の会計、税法改正などについて学びました。

実務に直結するようなお話や、制度改正時に公的機関などが発行する冊子の活用方法についてのアドバイスもあり、今後業務に取り組んでいく上で、大変勉強になりました。



1日目：福地隆祐先生



2日目：会場の様子



2日目：山本紀義先生

電話による無料相談会の報告

平成18年10月2日、北海道行政書士会事務局において、電話による無料相談会を実施いたしました。相談件数5件(相続1、契約2、内容証明1、借地1)が寄せられました。

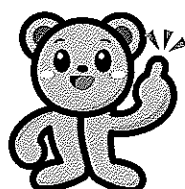
四士業合同無料相談会の報告

平成18年11月5日 札幌駅北口の札幌アспенホテルにおいて、札幌司法書士会、北海道税理士会、北海道社会保険労務士会、北海道行政書士会の四士業合同の無料相談会が開催されました。多岐にわたる相談の場合、専門士業が即座に相談に応じることができ、相談者も満足して帰られました。



本会組織検討特別委員会より 答申が出されました

平成18年10月13日、本会会議室において組織検討特別委員会の佐藤聡委員長より、本会深貝亨会長に、北海道行政書士会の組織改革の答申が手渡されました。行政にあつては支庁改編など時代変革の中で「新しい未来志向の本会組織」を作るべく率直かつ大胆な改革案が答申として提出されました。



新年賀詞交歓会の開催について

恒例になりました、賀詞交歓会の開催日時、概要につき決定致しましたのでお知らせします。今回は3部構成で、第1部では講師をお招きし、研修会を実施します。第2部ではパネルディスカッション形式による座談会を実施します。第3部では北海道選出国會議員、道議會議員、官公庁関係、関連諸団体をお招きし賀詞交歓とする企画となっております。

会員の皆様におかれましては、お誘いの上3部全てにご出席を頂けますよう、お願い申し上げます。

開催日時：平成18年1月26日(金曜日)

内 容：(1)関係者打合せ KKRホテル札幌 3F エルム 12:00～13:00

(2)研修会等 KKRホテル札幌 3F エルム 14:00～17:30

(3)賀詞交歓会 ポールスター札幌 2F コンチェルト 18:15～

※詳細については、平成18年会報新年号にてお知らせして、参加申込みをいただくことにしております。

報 告

report

旭川支部市民講座・無料相談会の報告

平成18年11月3日ホテルクレセント旭川において、市民講座と無料相談会が開催されました。

市民講座は「遺言と相続～遺言は愛と感謝の贈り物」をテーマとして

第1部 演劇「遺言さえしておけば・・・」

出演 旭川コスモス一座

第2部 講演「遺言と相続」

講師 旭川公証人合同役場 柳澤守男 氏

第3部 無料相談会(相談員15名 公証人も含め17名参加)
と進行いたしました。



演劇の様子

昨年よりも多い約100名の方にご来場頂き、参加型クイズを実施するなど、行政書士制度を広く周知することができました。アンケートでも「身近に感じた」「親切に相談に乗ってもらえそう」との回答を頂きました。

無料相談会での相談件数は27件でした。



講演「遺言と相続」の様子



無料相談会の様子



旭川公証人合同役場 柳澤守男氏

会議開催状況 <9~10月>

< 理事会・常任理事会・正副会長会 >

会 議 名	開 催 年 月 日	会 場	主 な 議 題
第10回常任理事会	平成18年9月26日	本会会議室	①報告事項 (1)各部からの報告 ②協議事項 (1)網紀委員会に付託した調査の件について ③その他
第11回常任理事会	平成18年10月12日	本会会議室	①報告事項 (1)各部からの報告 ②協議事項 (1)平成18年度事業計画の推進について (2)自家用自動車協会の件について (3)新年賀詞交歓会について ③その他
第3回理事会	平成18年10月13日	本会会議室	①報告事項 (1)日行連関係の報告 (2)各部からの報告 ②協議事項 (1)平成18年度事業計画の推進について (2)自家用自動車協会の件について (3)新年賀詞交歓会について ③その他
第12回常任理事会	平成18年10月24日	ホテル札幌ガーデンパレス	①報告事項 (1)各部からの報告 ②協議事項 (1)組織検討特別委員会の答申案について (2)その他

< 部 会 >

会 議 名	開 催 年 月 日	会 場	主 な 議 題
第4回総務部会	平成18年9月1日~9月2日	ポールスター札幌	
第2回業務部会	平成18年9月15日	本会会議室	
第5回総務部会	平成18年10月5日	本会会議室	

< 委員会 >

会 議 名	開 催 年 月 日	会 場	主 な 議 題
第5回組織検討委員会	平成18年9月1日	本会会議室	
第3回網紀委員会	平成18年9月1日	本会会議室	
第4回研修委員会	平成18年9月5日	本会会議室	
第6回登録調査委員会	平成18年9月6日	本会会議室	登録調査 新規4名、変更4名
第7回会報編集委員会	平成18年9月6日	本会会議室	
第9回ホームページ運営委員会	平成18年9月7日	本会会議室	
第8回会報編集委員会	平成18年9月13日	本会会議室	
第1回ワーキンググループ会議	平成18年9月14日	本会会議室	
第4回網紀委員会	平成18年9月21日	本会会議室	
第5回網紀委員会	平成18年9月28日	本会会議室	
第10回ホームページ運営委員会	平成18年9月28日	本会会議室	
第6回組織検討委員会	平成18年10月2日	小樽市民センター	
第7回登録調査委員会	平成18年10月11日	本会会議室	登録調査 新規9名、変更7名
第11回ホームページ運営委員会	平成18年10月13日	ホテルエルム札幌	
第9回会報編集委員会	平成18年10月25日	本会会議室	
第2回ADR推進委員会	平成18年10月26日	本会会議室	
第12回ホームページ運営委員会	平成18年10月26日	本会会議室	

NewFace 新入会員



しろいわ たかし
白 岩 堯 昭和13年12月2日生
札幌支部 平成18年9月1日入会
事務所 野付郡別海町中春別南町8番地の5
TEL 0153-76-2760
FAX 0153-76-2771

〈コメント〉



きむら たくみ
木 村 巧 昭和53年11月22日生
札幌支部 平成18年9月1日入会
事務所 札幌市中央区南1条西13丁目317-3
フナコシヤ南1条ビル
TEL
FAX

〈コメント〉



くどう ゆきひこ
工 藤 之 彦 昭和16年9月21日生
函館支部 平成18年9月1日入会
事務所 函館市西桔梗町555番地33
函館地区自動車協会
TEL 0138-49-6378
FAX 0138-49-6381

〈コメント〉

9月1日に行政書士登録をいただき、(社)函館地区自家用自動車協会内に事務所を開業致しました。42年間の行政事務経験を生かし、新たな立場で任務を全うしていききたいと思います。宜しくお願い致します。



よしだ まなぶ
吉 田 学 昭和38年10月29日生
札幌支部 平成18年10月2日入会
事務所 札幌市北区北23条西5丁目2番21
213号
TEL 011-709-5152
FAX 011-709-5152

〈コメント〉



たかはし ひでとし
高 橋 英 敏 昭和21年2月25日生
札幌支部 平成18年10月2日入会
事務所 札幌市清田区清田6条4丁目9番6号
TEL 011-885-7877
FAX 011-885-7877

〈コメント〉

私は今回資格を取得し、皆様の仲間入りをしました高橋です。今後は長年税務畑を歩んできた経験を生かし、経理関係を中心に幅広く社会に貢献できるように頑張りたいと思っていますので、よろしくお願い致します。



たかまつ たかお
高 松 隆 夫 昭和30年1月10日生
旭川支部 平成18年10月2日入会
事務所 旭川市5条通12丁目左6号
TEL 0166-23-3941
FAX 0166-25-5482

〈コメント〉

今までは、税理士事務所として営業を行ってききましたが、この度、行政書士会にも加入し、頑張りたいと思いますので、今後ともよろしくお願い致します。



うちうみ けいいち
内 海 敬 市 昭和27年4月19日生
札幌支部 平成18年10月2日入会
事務所 札幌市西区西野7条6丁目13番18号
TEL 011-666-2428
FAX 011-666-2428

〈コメント〉



しおはら ただし
塩 濱 忠 雄 昭和15年11月21日生
網走支部 平成18年10月2日入会
事務所 北見市三輪25番地
TEL 0157-24-6271
FAX 0157-23-6699

〈コメント〉

平成12年3月31日有珠山噴火の日公務員を退職し一時民間企業に勤めましたが、この度北海道行政書士会の仲間入りさせていただくことになりました。先輩会員の皆様にはご指導ご鞭撻の程よろしくお願い致します。



ご逝去

ここに謹んで、
ご冥福をお祈りします。

札幌支部 三三三番

小浦方 寅一

去る平成十八年七月二十九日にて永眠

(享年七十八歳)

釧路支部 七八一番

車谷 芳太郎

去る平成十八年九月二十六日にて永眠

(享年六十九歳)

札幌支部 三三一四番

本間 勇

去る平成十八年十月二十八日にて永眠

(享年五十五歳)

空知支部 五七九番

木村 保

去る平成十八年十一月三日にて永眠

(享年七十二歳)

編集後記

10月中旬に今号の取材のため、釧路市と標津町に行ってきました。北海道の西から東へ。北海道が広いことを再認識することができました。道東では、車にはねられ路肩に横たわるエゾ鹿を見たのも初めてなら、北方領土を間近に見たのも初めてで、札幌では現実味を感じることが少ない「北海道が抱えている問題」について、考えるきっかけになりました。

「研修(勉強)の秋」なのではないでしょうか、9、10月は多くの支部で研修会や合同研修会が開催され、今号にも報告記事が掲載されています。特に合同研修会は、違う地域に住む行政書士同士が情報を共有し、さらに親睦を深めるという意味では、滅多にない素晴らしい機会です。会報編集委員が取材

に伺った各合同研修会では、支部の皆様は快く取材を受け入れていただき、会報編集委員一同、感謝しております。ありがとうございました。

今号が皆様のお手元に届くのは、11月末。12月末には新年号を皆様にお届けできるよう、会報編集委員は編集作業を進めております。リレーインタビューで山本会員がお話している「会報の活用方法」は、われわれ会報編集委員にとって大きな励ましのお言葉になりました。今後ますます皆様のお役に立つ情報を掲載していきますので「行政書士北海道」をご覧くださいませよう、宜しくお願いいたします。

2006.11. 第280号

平成18年11月25日発行

発行人：深 貝 亨

編集人：松 井 隆 文

発行所：北海道行政書士会

印刷所：(株)スリーエス印刷

郵便番号 060-0001

札幌市中央区北1条西10丁目1番4号

北1条サンマウンテンビル5階

TEL 代表(011)221-1221・FAX(011)281-4138

取引銀行 北海道銀行本店 (当 19116)

北洋銀行本店 (普 0742651)

北洋銀行札幌南支店 (普 0570344)

札幌銀行本店 (普 389444)

振替口座 02730-0-8224 番

会員数の概要

総 会 員 数				前年同月比	前 月 比
1,469 (個人 1,465・法人 4)				+ 5	+ 1
男性	1,347	女性	118		

平成 18 年 10 月末現在

次号の記事の締切は 11 月末です。

日政連・道政連の最近の活動

日本行政書士政治連盟北海道支部 支部長
葛 西 彰

各地から、初雪の便りが頻繁となる季節を迎えました。会員の皆様には、年末に向けて何かと慌しくお過ごしのことと存じます。政連活動も年度の後半に入り、いよいよ結果を实らせていく時期を迎えようとしています。

政連の最近の動き等をお知らせし、会員皆様にあらためて政連活動への参加とご協力をお願い申し上げます。

1. 法改正に向けて。

日行連は、行政書士制度と行政書士を取り巻く環境の変化を読み取り、特に「規制改革・民間開放」等の国の動きを注視しながら、時代に見合う新たな制度の確立を期して次期法改正に取り組んでおりますが、本年6月「行政書士法改正に係る重点要望項目」としてまとめられた改正内容が、以下のとおり日政連に示されました。

一、役割の増大に対応した倫理・規律の確立

1. 懲戒処分、欠格事由等の一層の整備

- ①懲戒処分の強化、懲戒処分の機会確保
- ②欠格事由の拡大・欠格期間の拡大
- ③罰則の量刑の見直し

二、行政書士業務の明確化

- 1. 行政手続法における聴聞代理
- 2. 裁判外紛争解決に関すること
- 3. 公共嘱託に関すること

日政連は、これ等の改正項目について、その実現に向けて動きだしたところであります。この間、小泉内閣から安部新内閣へと政治のリーダーが変わりました。新内閣の下、多くの政治課題が提起される中、私たちの拠って立つ行政書士法改正を確実に実現していくには、大きなエネルギーを必要とします。

議員立法という法制度の意味と歴史を改めて慮ると共に、第一に会員の皆様の改正に対するご理解とご支援、力強い行動なくして実現できないこと、同時に各党議連の議員のご指導とご支援をお願いするのが、成立の道であることの認識を強く持った組織活動を必要とします。当然、総務省との綿密な連携も欠かせません。改正法案の最終検討、提出時期等、まだこれからの段階であります。その実現に向けて更なる努力をしまいたします。

特に、会員の関心の高いADR、その担い手として代理を行うための法整備を行うこと、行政手続の担い手として行政手続法における聴聞代理を実現することも長年の悲願であります。

2. 吉川貴盛代議士が自民党国対副委員長に就任されました。

吉川代議士は、安部新内閣の発足に伴い、自民党国対副委員長に就任されました。来年の参議院選挙を目前にし、重要法案が幾つも予定される中、法案審議をいかに進めるか、

成立させていくか大変な役割を担われることとなりました。自民党行政書士制度推進議員連盟事務局長として、すでに大変日政連はお世話になっております。次期国会では、与野党激突の局面は避けられない状況下紛糾が予測されますが、吉川代議士には行政書士法改正法案の成立に向けて特段のご尽力を賜りたくご期待を申し上げます。

また、日政連道支部は、吉川代議士の出身支部とした認識を持たなければなりません。

3. 旭川市長選挙結果について

旭川市長選挙に出馬された本会顧問であり、前道議の加藤礼一候補は、大接戦の末、涙をのむこととなりました。約一ヶ月間、旭川分会役員の皆様の精力的な応援活動も実らず大変残念な結果となりました。推薦を決定した道政連に対し会員の皆様からもご支援とご協力を頂きましたことに対し本紙面をお借りして厚く御礼を申し上げます。

4. その他

日政連道支部は、積極的な政治連盟活動を展開するため、より強固な財政基盤の確立を運動方針の一つに掲げておりますが、会費納入の協力率は当初の目標を大幅に下回り全国単位支部の最下位に低迷しております。政治連盟活動の重要性を再認識して頂き会費納入の協力に向けた取組を後半の重要課題として位置づけ、組織を上げた活動の展開を行わなければなりません。

最近の動き

月・日	行 事 等	場 所	担 当 者 等
6月 7日	日政連道支部臨時幹事会	札 幌	各役員（常任理事）
8日	日政連道支部幹事会	札 幌	各役員
13～16日	日政連諸会議他	東 京	葛西
20～24日	日政連定期大会	長 崎	葛西
7月 1日	峰崎直樹参議院議員を囲む「月例会」	札 幌	葛西
14日	新規登録者対策	札 幌	飛澤
24日	荒井さとし「政経セミナー」	札 幌	葛西
8月 28日	加藤礼一後援会事務所開	旭 川	葛西・加藤・高橋他
31日	自民党北海道ブロック大会	札 幌	葛西・飛澤
9月 13日	新規登録者対策	札 幌	飛澤
28日	加藤礼一選対関連	旭 川	葛西
10月 4～13日	日政連正副会長会・大分支部関連会議	大 分	葛西
22日	加藤礼一候補出陣式	旭 川	深貝顧問・葛西支部長 加藤副支部長他多数
30日	吉川貴盛代議士「国政セミナー」	札 幌	深貝顧問他

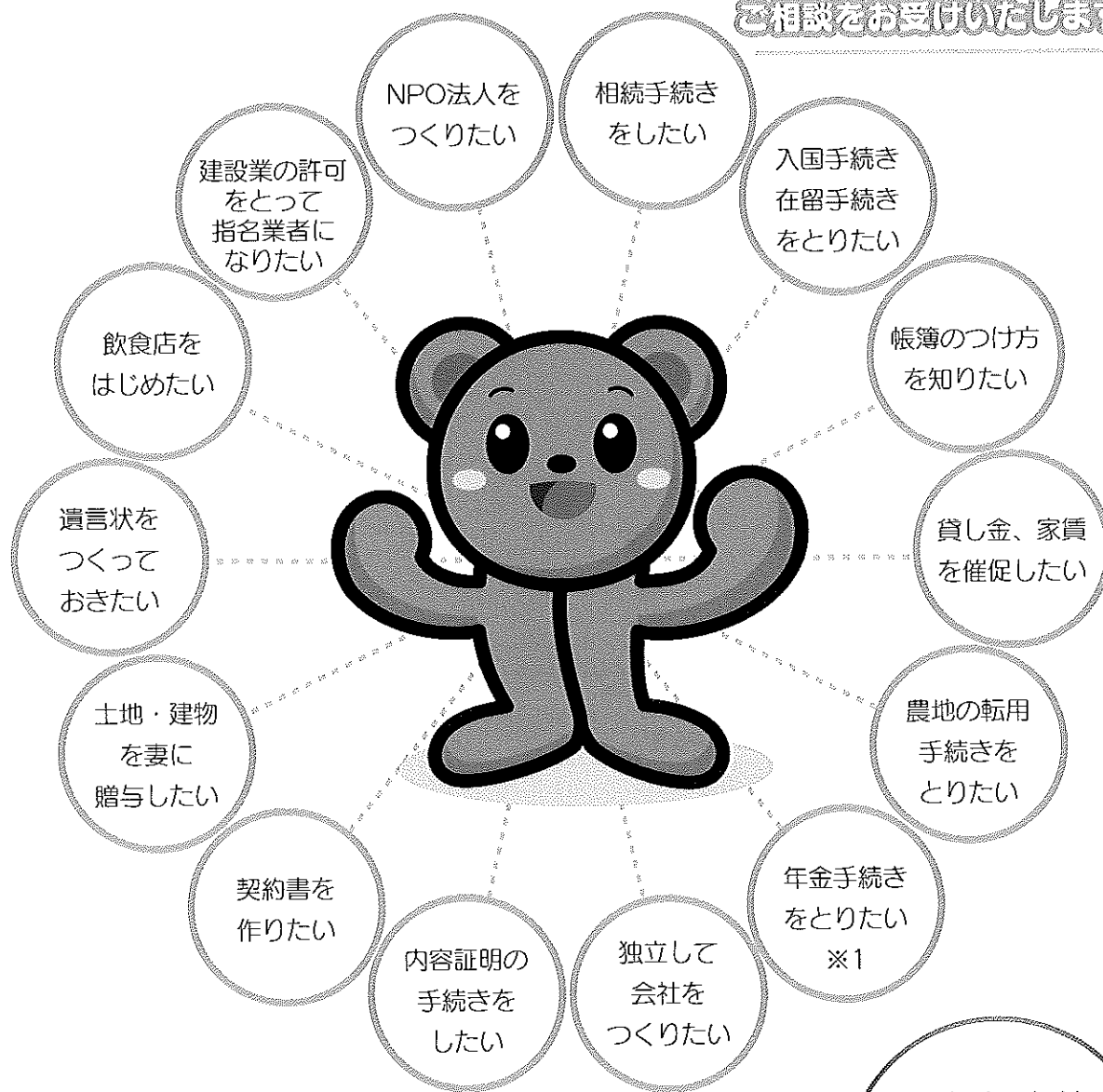
ぎょうせいしよして？

書類を官公署に提出する手続きについて代行すること
契約書などの書類を代理人として作成すること
難しい書類などの代行はお任せください！
電子申請にも対応しています。

あなたの街の法律家

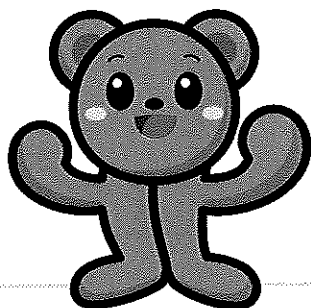
行政書士

ご相談をお受けいたします。



※1.一部の業務に関しては、昭和55年8月31日までの入会会員に限りです。

いろんな
相談にのって
くれるんだね！



たくまくん

切磋琢磨
・学芸・技芸に固んで修練すること
運しい
・強い意志が力強く盛んである
北海道行政書士会 キャラクター選考委員会

法的手続きや
書類などで
解らないことは
気軽に相談して
下さいね！